平成２３年（フ）第１６号
福岡県飯塚市鯰田2314番地１
債務者　篠原　博美
１　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１３号
福岡県柳川市三橋町今古賀466番地１
債務者　松本　義雄
１　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１３１３号
北九州市小倉南区徳力４丁目２番11号　201
債務者　湯浅　典予
１　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６２号
北九州市八幡東区昭和３丁目２番11―807号
債務者　オート片野こと　下久保邦弘
１　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６３号
北九州市八幡東区昭和３丁目２番11―807号
債務者　下久保映子
１　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６４号
北九州市小倉南区徳力４丁目18番６―103号
債務者　中尾久美子
１　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５２８号
宮崎市佐土原町上田島1400番地１　市営住宅新町49―１棟２号
債務者　立川　雄三
１　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３０号
宮崎市大字田吉6241番地１　ハイツひまわり105号、前住所宮崎市大字本郷南方3550番地レオパレスＨＯＰＥ203号
債務者　長友　信子（旧姓末留）
１　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３５号
宮崎市生目台西２丁目４番地１　県営住宅６棟17号
債務者　相川　則子
１　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４０号
宮崎県西都市大字穂北5412番地１　市営たて野住宅１―302号
債務者　岩倉まゆみ
１　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４９号
宮崎市花ケ島町笹原2260番地　エバーライフ花ケ島407号、前住所宮崎市大字糸原4396番地１
債務者　中武日路奈（旧姓松田）
１　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５１号
宮崎県東諸県郡綾町大字南俣1464番地　中川原町営住宅13―５、前住所宮崎県東諸県郡綾町大字北俣483番地１
債務者　外山　明美
１　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６号
宮崎県延岡市桜ケ丘３丁目7087番地４
債務者　佐藤　輝幸
１　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１７号
宮崎県延岡市伊達町１丁目17番地２
債務者　山口喜代美
１　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２３号
宮崎県延岡市川島町4006番地２
債務者　木内　健人
１　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２７号
宮崎県東臼杵郡門川町南町５丁目２番地１
債務者　吉岡　伸一
１　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２０号
鹿児島県姶良市平松7045番地３
債務者　原　　香織
１　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係